

久茂地公民館
申し立て却下

7/25 新報

解体中止仮処分

那覇市が老朽化を理由に解体を進めている久茂地公民館(旧沖縄少年会館)の保存、活用を求めている市民団体や有志らが、同市を相手に解体中止を求める仮処分を那覇地裁に申し立てていた件で、酒井良介裁判長は24日、申し立ての却下を決定した。

却下決定では、住民らの主張は考えにとどまる限りは法的に保護されるが、同公民館の取り壊しの差し止めを求めた場合、所有者の財産権を制限すると判断。原告らの事情を考慮しても「那覇市側の財産権を保護すべき権利利益を有しているとはいえない」として却下した。

公民館の解体反対
仮処分申請を却下

那覇地裁

新沖縄子どもを守る会(加藤彰彦会長)のメンバーら8人が、那覇市の久茂地公民館(旧沖縄少年会館)を取り壊さないよう同市に求めた仮処分の申し立てについて、那覇地裁は24日、申し立てを却下した。

メンバーらは、同会館が利用者の人格形成に大きな影響を与えたとして、解体によって憲法で保障する人格的生存が危うくされると主張。酒井良介裁判長は決定理由で、人格的生存権に基づき取り壊しの差し止め請求が可能なら、所有者の財産権を大きく制限することになると指摘。財産権を制限してまで保護される権利などはメンバーにはないとした。